

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

1 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：高知県流域下水道事業特別会計

事業名	流域下水道事業	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用	<input checked="" type="checkbox"/> 非適用
事業開始年月日	昭和55年4月1日	職員数 (H22. 4. 1現在)	3	
団体名	高知県			
構成団体名		<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上	<input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上	<input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上
健全化判断比率の状況	計画期間：			

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」「工業用下水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日）」を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックし、その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本金	31円（平成20年度）	財政力指数	0.24781（平成21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（平成20年度）	財政力指数（臨時償還費前）	（年度）
経常収支比率（%）	98.6（平成20年度）	実質公債費比率（%）	16.2（平成21年度）
		将来負担比率（%）	193.6（平成20年度）

- 注1 資本金については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。その構成団体の各数値を加算平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の数値に応じて加算平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等）における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨時償還費前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
- 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
- 該当なし

【合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあつたものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にシを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画期間	高知県流域下水道事業経営健全化計画 平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	高知県知事 尾崎 正直
既存計画との関係	なし
公表の方法等	HP掲載
基本方針	1 包括的民間委託による維持管理コストの削減による経営の効率化。 2 下水道長寿命化制度の活用による維持管理コストの削減。

1 基本的事項 (つづき)
5 繰上償還希望等

区 分	旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満		旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満		旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上		合 計
	繰上償還希望額	繰上償還希望額	繰上償還希望額	繰上償還希望額	繰上償還希望額	繰上償還希望額	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額 積換金免除額	258,588.3 44,891.0	12,048.6 1,570.9	356,457.8 124,599.7	199,729.4 72,599.3		627,094.6 171,061.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額						
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	44,757.2	60,424.5	201,891.5	8,209.4		307,073.1

注1 「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画排出前の一足差
連日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所により相談・調整の上、
確認した補償金免除(貸付)額を記入すること。
2 各種の数値は小数点第2位を切り上げ、小数点第1位まで記入すること。従って各種の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合
があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に取り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在の状況
【旧資金運用部資金】

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)		年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)		年利6.3%以上 (平成22年度末残高)		合 計
下水道事業債	258,588		12,049		356,458	うち年利7%以上 199,729	627,095
合 計	258,588		12,049		356,458	199,729	627,095
公営企業債							
合 計							
公営企業で負担するもの(A)-(B)	258,588		12,049		356,458	199,729	627,095

【旧簡易生命保険資金】

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)		年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)		年利6.3%以上 (平成22年度末残高)		合 計
公営企業債							
合 計							
公営企業で負担するもの(A)-(B)							

【旧公営企業金融公庫資金】

事業債名	年利5%以上6.5%未満 (平成24年度9月期残高)		年利5.5%以上6.5%未満 (平成23年度9月期残高)		年利6%以上 (平成22年度末残高)		合 計
下水道事業債	44,757		60,425		201,891	8,209	307,073
合 計	44,757		60,425		201,891	8,209	307,073
公営企業で負担するもの(A)-(B)	44,757		60,425		201,891	8,209	307,073

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として扱った公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在の
高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出賃債、補助金債のほか、一般行政病院等に係
る病院事業債、過剰代行事業による下水道事業債で事業経営の差態がなく一般会計が残債を管理しているもの、超償時には事業が存在して
いたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には「※上記のうち一般
会計負担分」に処理すること。
4 ※※上記のうち、一般会計が管理するもの(一般会計が管理するもの)については、一般会計において残債の管理をしているものについて再掲
するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に對する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区分	内容														
財務上の特徴	<p>・ 浦戸湾東部流域下水道は、高知市、南国市及び香美市の一部を処理区域として、昭和55年度に事業化し、処理場(計画汚水処理場96,500m³/日)と幹線管渠11kmを総事業費610億円で建設中である。</p> <p>・ 平成元年度に、高須浄化センターの維持管理等を目的とする高知県下水道公社を設立し、平成2年度に高知市、平成4年度からは南国市、香美市が供用を開始し、平成18年度末には水処理施設の管理能力24,930m³/日)の増設が完成した。</p> <p>・ なお、高須浄化センターの管理運営については、高知県下水道公社を平成20年度で廃止し、平成21年度より包括的民間委託を導入した。</p> <p>・ 維持管理費については、関連3市の負担金を賄われている。</p>														
経営課題	<p>・ 建設負担金については、事業費から事務費、国庫補助金及び国の貸付金を控除した額を県と3市で1/2ずつ負担している。</p> <table border="1" data-bbox="1512 446 1724 1021"> <tr> <td colspan="2">H19～20単価</td> </tr> <tr> <td>流域下水道分</td> <td>47.5円/m³</td> </tr> <tr> <td>高濃度汚水分</td> <td>1982.0円/m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">H21～22単価</td> </tr> <tr> <td>流域下水道分</td> <td>39.0円/m³</td> </tr> <tr> <td>高濃度汚水分</td> <td>1961.7円/m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現在、H23～26の単価を算定中である。</td> </tr> </table> <p>課 題 ① 民間的経営手法等の導入</p> <p>平成21年度より包括的民間委託を導入し、評価委員会における実績の評価及び中期計画への評価の反映を行い、運転管理の合理化を進めるとともに、コスト縮減を図る。</p> <p>課 題 ② 施設の老朽化に伴う修繕費用の増加</p> <p>供用後20年を経過し、突発的な故障等が増加していることから、下水道長寿命化計画を策定し機能停止を未然に防止することで、修繕費用の縮減を図る。</p> <p>課 題 ③</p> <p>南海地震への対応</p> <p>今後30年以内に60%の確率で発生が予測されている南海地震の危機を回避するため、下水道総合地震対策事業制度を活用してH22年度に総合地震対策計画を策定し、H24～26で甚大な被害を回避するための対策工事を行う。</p>	H19～20単価		流域下水道分	47.5円/m ³	高濃度汚水分	1982.0円/m ³	H21～22単価		流域下水道分	39.0円/m ³	高濃度汚水分	1961.7円/m ³	現在、H23～26の単価を算定中である。	
H19～20単価															
流域下水道分	47.5円/m ³														
高濃度汚水分	1982.0円/m ³														
H21～22単価															
流域下水道分	39.0円/m ³														
高濃度汚水分	1961.7円/m ³														
現在、H23～26の単価を算定中である。															
留意事項	<p>南海地震への対応</p>														

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

区 分	年 度										
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 79	△ 106	△ 11	17	△ 12	△ 15	0	0	0	0	
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	332	253	147	136	153	141	126	126	126	126	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	253	147	136	153	141	126	0	0	0	0	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	253	147	136	153	141	126	126	126	126	126	
実 質 収 支 (N)-(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ($\frac{(O)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	66.7	65.0	75.8	78.9	73.8	47.9	70.5	56.5	78.2	76.5	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	398	432	563	605	540	610	570	577	586	600	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 済 可 能 資 金 不 足 額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	403	398	432	563	605	540	610	570	577	586	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 現 在 高 (X)	4,050	3,947	3,831	3,716	3,622	3,075	2,900	2,477	2,359	2,309	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度										
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 支 分	185	179	171	183	153	144	98	86	66	60	
うち基準内繰入金	51	51	48	45	42	38	23	21	12	11	
うち基準外繰入金	134	128	123	118	111	106	75	65	54	49	
資 本 的 収 支 分	112	126	120	123	125	702	215	451	154	168	
うち基準内繰入金	76	86	89	65	59	257	44	193	27	32	
うち基準外繰入金	36	40	51	58	66	445	171	258	127	136	
合 計	297	305	291	286	278	846	313	537	220	228	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率* (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資本費 (円又は%)	44	44	31	31	30	85	38	49	27	27	
総収支比率(法適用) (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経常収支比率(法適用) (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営業収支比率(法適用) (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	66.7	65.0	75.8	78.9	73.8	47.9	70.5	56.5	78.2	76.5	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	31.6	29.1	23.3	21.2	22.2	19.1	14.7	13.0	10.1	9.1
	うち基準内繰入金 (%)	8.7	8.3	6.5	5.9	6.1	5.0	3.5	3.2	1.8	1.7
	うち基準外繰入金 (%)	22.9	20.8	16.8	15.3	16.1	14.1	11.2	9.8	8.3	7.4
	資本的収入分 (%)	12.5	36.5	50.2	48.2	29.8	43.1	43.1	68.0	38.8	18.7
	うち基準内繰入金 (%)	8.9	24.9	28.9	25.5	14.1	15.8	8.8	29.1	6.8	3.6
うち基準外繰入金 (%)	3.6	11.6	21.3	22.7	15.7	27.3	34.3	38.9	32.0	15.1	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込	流域下水道の維持管理に要する経費の財源は、流域関連3市（高知市・南国市・香美市）からの負担金である。この健全化計画におけるH22～26年度の負担金は、過去の実績や施設の増改築計画から算定した維持管理費用と3市の計画流入量から算出している。（次期財政計画（H23～26）は、現在策定中）維持管理負担金については、翌年度精算している。
2 他会計繰入金の見込	特別会計における費用から特定財源を除いた額について繰入を行うものとして算定した。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込	3市の面的整備に伴う流入量の増加に対応するため、H21～22で水処理施設の増設を行っている。南海地震へ対応するため、H24～26で対策工事を行う。施設の老朽化に伴う汚泥脱水機の更新工事をH21～22及びH25～26で行う。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	繰上償還財源については、全額を一般会計から繰入れるものとして算定した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	IIの課題番号	具体的内容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		平成22年3月に策定した「新高知県行政改革プラン」(計画期間:平成22年度から平成26年度までの5か年間)において、平成27年4月までに全職員数を平成21年4月(14,401人)に比して924人削減(△6.4%)し、13,477人とすることを目標としている。なお、高須浄化センター常駐職員をH17→H18で1名減、H19→H20で2名減した。
○ 給与のあり方		<p>◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方 給与構造については対応済み(国準拠)(平成18年4月1日から)諸手当のうち、地域手当については、国の支給地域及び支給率に準拠(平成18年4月1日から)している。また、国の制度と異なる支給を行っていた手当のうち、自宅に係る住居手当及び単身赴任手当受給者の留守家族である配偶者等が居住する自宅に係る住宅手当の支給を廃止(平成22年4月1日から)</p> <p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 技能職給料表を国の行政職俸給表(二)の3級までに改定済み(平成22年4月1日から)</p> <p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 退職時特別昇給については廃止済み(平成17年1月1日から)退職手当制度の構造面の見直しについては対応済み(国準拠)(平成18年4月1日から)</p> <p>◇ 福利厚生事業のあり方 互助会に対する公費負担廃止(平成17年度廃止済み)</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	施設内の機械設備や電気設備の耐用年数は15年が多く、供用開始から20年を迎え突発的な故障が発生するようになっている。施設のライフサイクルコストの最小化を図るための長寿命化計画を平成22年度より順次策定。これらの取組により修繕費等の運転管理コストを縮減。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	①	平成15年度の地方自治法の改正による指定管理者制度の創設や行政改革などの全国的な社会情勢の変革を背景に、高知県でも平成17年3月に「公社等外郭団体の改革方針」を受け、民間活力の活用による行政経費の削減を目標に、民間委託への移行を検討し、平成21年度より包括的民間委託を導入。なお、指定管理者制度ではなく包括的民間委託を導入した理由は、下水道は公共性・公益性が高く、業務監視・指導監督することが重要になるため。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	IIの課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		流域下水道管理費は、流域関連3市の負担金により賅っている。 維持管理負担金は4年ごとに見直しをしており、次期計画(H23～26年度)については、H22年度に策定する。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		事業概要・施設概要・収支決算を公園下水道課HPにおいて公表する予定である。
○ 行政評価の導入		包括的民間委託評価委員会(民間、学識経験者、行政)を設置し、実績の評価を行うとともに、評価結果を次期契約に活かすことで、運転管理の適正合理化を図る。 包括的民間委託の入札に総合評価方式を導入するため、総合評価委員会(民間、学識経験者、行政)を設置し、評価項目及び技術提案等を審査し、入札・契約の適正化を図る。
4 その他		社会資本整備総合交付金制度により、市町村の下水道事業を含めたパッケージ型の計画を策定し、事業の評価を行うとともに成果目標及び達成度をHP等により公表予定。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	高須浄化センターに常駐する職員については、H18年度に9名から8名に、H20年度に8名から6名にした。また、H21年度からの包括的民間委託を導入により、6名から3名にし、人件費の縮減に努めた。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	H21年度に導入した包括的民間委託の契約年数を複数年（現在3年）にすることにより、維持管理費用の縮減を行った。また、次期契約（H24～）時には、現在の契約内容を検証し、更なる維持管理費のコスト縮減を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	社会資本整備総合交付金制度により、市町村の下水道事業を含めたパッケージ型の計画を策定し、事業の評価を行うとともに成果目標及び達成度をHP等により公表予定。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【新規計画策定団体】

課 題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	158,428	162,819	165,950	169,467	175,208	-	177,152	178,893	180,610	182,666	186,174	-
	A 増減	2059	4,391	3,131	3,517	5,741	-18,839	1,944	1,741	1,717	2,056	3,508	10,966
	水洗便所設置済人口(人)	125,428	129,060	131,879	135,528	136,167	-	142,219	143,992	145,951	147,973	153,036	-
	B 増減	3,354	3,632	2,819	3,649	639	-14,093	6,052	1,773	1,959	2,022	5,083	16,860
	水洗化率(%)	79.2	79.3	79.5	80.0	77.7	-	80.3	80.5	80.8	81.0	82.2	-
	C 増減	1.1	0.1	0.2	0.5	2.3	△0.4	2.6	0.2	0.3	0.2	1.2	4.5
	有収水量(m)	5,475,245	5,711,722	5,785,481	5,852,074	6,110,770	-	6,287,490	6,439,770	6,584,235	6,731,695	6,854,335	-
	D 増減	213,821	236,477	73,759	66,593	258,696	849,346	176,720	152,280	144,465	147,460	122,640	743,565
② 使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E 増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F 増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④ 収納率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G 増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤ その他()	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H 増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経営の効率化	⑤ 管理運営費(千円)	879,127	947,469	968,164	974,629	938,545	-	1,574,375	946,609	1,174,173	833,588	862,949	-
	I 増減	4,146	88,342	20,695	6,465	36,084	-55,272	635,930	△627,766	227,564	△340,585	29,361	△75,596
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	5.55	5.82	5.83	5.75	5.36	-	8.89	5.29	6.50	4.56	4.64	-
	J 増減	△0.10	0.27	0.01	△0.08	△0.39	△0.29	3.53	△3.60	1.21	△1.94	0.07	△0.72
	⑥ 汚水処理原価(円/㎡) (汚水処理経費/有収水量)	160.06	164.26	166.40	164.53	151.70	-	249.54	146.10	177.47	123.01	125.13	-
	K 増減	△7.73	4.20	2.14	△1.87	△12.84	△16.10	97.84	△103.44	31.37	△54.45	2.11	△26.57
	⑦ 汚水処理原価(維持管理費) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	87.71	94.33	99.26	99.47	89.20	-	99.45	88.56	87.62	87.06	87.48	-
L 増減	0.43	6.61	4.94	0.21	△10.27	1.92	10.24	△10.88	△0.94	△0.56	0.42	△1.72	
M 増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用料回収率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
累積欠損金比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業債現在高(百万円)	4,050	3,947	3,831	3,716	3,622	-	3,075	2,900	2,477	2,359	2,309	-	
収入の確保	使用料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	改善効果額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	①有収水量の増加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	②使用料の適正化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③収納率の向上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
④その他()	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
改善効果額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経営の効率化	管理運営費	879,127	947,469	968,164	974,629	938,545	-	1,574,375	946,609	1,174,173	833,588	862,949	-
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	71,979	59,433	58,489	43,382	30,146	-	28,047	28,047	28,047	28,047	28,047	-
	改善効果額	-	4,609	4,609	21,238	35,578	66,034	35,578	35,578	35,578	35,578	35,578	177,890
	⑤職員給与費の適正化	-	4,609	4,609	21,238	35,578	66,034	35,578	35,578	35,578	35,578	35,578	177,890
	維持管理費(上記以外)の適正化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑥その他()	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
改善効果額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計画前5年間改善効果額 合計							66,034	改善効果額 合計 A					177,890
								<参考> 補償金免除額(旧資金運用部資金)					171,061

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の賃付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口……………10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口……………10表01行12列
- ・有収水量……………10表01行52列
- ・管理運営費……………32表02行05列
- ・汚水処理原価……………(32表02行06列)/(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)……(32表01行44列)/(有収水量)

- ・使用料収入
法適用事業 = 20表01行03列
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
法適用事業 = (21表01行08列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等